

特別支援教育

The Information from Fukushima Special Education Center

～理解と支援のために～

福島県養護教育センター

LD・ADHD等地区別研修会

養護教育センターでは、夏季休業中を利用し、県内6つの地区で「LD・ADHD等地区別研修会」を開催しました。幼稚園・保育所、小・中学校、高等学校・盲・聾・養護学校の教員が、講義や研究協議を通して、LD・ADHD等の幼児児童生徒に対する



【相馬地区：中央講師による講義の様子】

理解や支援の在り方について研修しました。

各地区において、養護教育センターと教育事務所が協働で開催し、県内各地から372名の参加者を得て、熱心で活発な講習会となりました。

教育事務所が窓口となり、午後には中央講師を招き公開講座としたところ、78名の聴講者がありました。幼児から高校生までと対象を広くしているため、それぞれの発達段階に応じた支援の在り方についての情報の共有により、一貫した支援の必要性が多くの方々から聞かれました。

特に地域の幼稚園や保育所からの参加が目立ち、早期からの適切な支援の必要性が理解されたことは、大きな成果であったと考えます。

平成19年度は7会場（3ページ参照）で開催します。詳しくは4月上旬発送の当センター講座案内並びに各教育事務所からの案内をご覧ください。

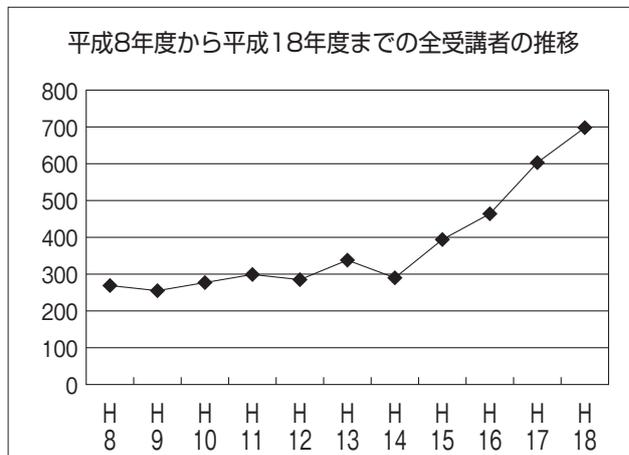
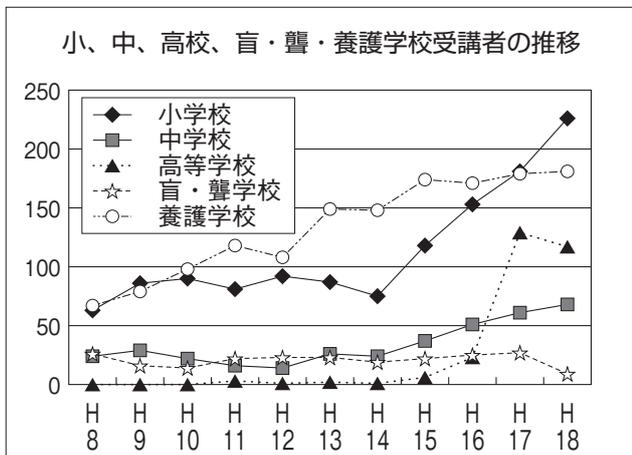
開催場所、講演講師等

地区	場所	講師	参加者数
県北	二本松文化センター	自治医科大学 講師 塩川 宏郷 氏	64
県中南	矢吹町文化センター	国立特殊教育総合研究所 主任研究員 大柴 文枝 氏	72
会津南会津	会津美里町新鶴公民館	福島大学大学院 助教授 渡辺 隆 氏	78
相馬	相馬市総合福祉センター	仙台市発達相談支援センター 相談員 梅田 真理 氏	50
双葉	大熊町文化センター	宮城教育大学 助教授 野口 和人 氏	66
いわき	磐城高等学校	お茶の水女子大学 教授 篁 倫子 氏	42

(1) 専門研修講座 — 受講者数の推移 —

養護教育センターでは、前頁の「LD・ADHD等
地区別研修会」をはじめとする「専門研修講座」を
15講座実施しました。特別支援教育の進展とともに

に、特にLD、ADHD等の軽度発達障がいへの関心
が高まってきたこともあり、受講者数は下のグラフ
に示したように年々増加傾向にあります。



(2) 専門研修講座から — 授業力向上のために —

研修講座の構築にあたっては、教職員の研修ニ
ーズの変化に応えるため、研修内容等の見直しを進め
ています。平成18年度には、これまで障がい種別
に実施してきた講座を、教育課程上の指導形態別に
再編し、「授業力アップ講座（A・B・C）」として
実施しました。この講座では、受講者が授業実践を
ビデオや指導計画、教材等を活用して発表し、その
実践を受講者同士が共有して、さらなる授業充実
に向けた協議を行い発表者に返すことができました。
また、外部講師からは、講義と併せて実践発表への
具体的な助言をいただきました。

研修受講後の受講者アンケートには、「実践に活
かせる具体的な手がかりを得ることができた」（養
護学校教諭）、「同じような悩みや課題を抱える先生
方と話し合える研修の機会は大変貴重であった」（小

学校特殊学級担任）等、研修内容がその後の実践に
活かされたとの感想が多く寄せられています。

しかし、その一方では、「協議の視点が明確でな
かった」、「児童の状況の違いもあり、あまり参考
にならなかった」（小学校特殊学級担任）、「実践に活
かせる具体例を示してほしい」（養護学校教諭）等
の指摘がありました。受講者は、自らの実践に活
かせる研修内容を強く望んでおり、それに十分応え
切れていない状況もあったと思われます。講座によ
っては、事前に「受講動機」や「研修に期待すること」
等を提出してもらうなどして受講者の研修ニーズの
把握に努めているところですが、今後さらに研修内
容や方法を検討し、受講者自身が課題に向かってい
くための視点を明らかにした講座を構築していき
たいと考えています。

授業力アップC「領域・教科を合わせた指導講座」より



植草学園短期大学教授
中坪 晃一 先生

実践発表への
助言及び講義



代表者による
実践発表



グループ協議

平成19年度養護教育センター専門研修講座一覧（予定）

No.	講座名(対象と定員)	期 日	No.	講座名(対象と定員)	期 日
1	LD・ADHD等地区別研修会 【高等学校コース／小・中学校等コース】 (幼・小・中・高・特別支援各地区40名) 県北……〈伊達市役所梁川分庁舎〉 県中……〈田村市大越行政局〉 県南……〈棚倉町文化センター〉 会津……〈会津坂下町中央公民館〉 南会津……〈下郷ふれあいセンター〉 相馬……〈南相馬市文化センター〉 双葉……〈広野町公民館〉	8/7(火)	8	授業力アップ講座A 〔知的障がい教科指導講座〕 【国語コース／算数・数学コース】 (小・中・特別支援30名)	9/13(木)～14(金)
		7/31(火)	9	授業力アップ講座B 〔自立活動を主とした指導講座〕 (特別支援20名)	9/27(木)～28(金)
		8/7(火)	10	授業力アップ講座C 〔領域・教科を合わせた指導講座〕 (小・中・特別支援30名)	10/10(水)～11(木)
		8/3(金)	11	指導計画作成と授業充実のための講座 (小・中・特別支援15名)	【前期】6/21(木)～22(金) 【後期】12/4(火)～5(水)
		8/6(月)	12	教科指導のための教材教具実技講座 (小・中・特別支援20名)	10/4(木)～5(金)
		8/1(水)	13	情報機器活用講座 【支援機器活用コース／支援ソフト活用コース】 (小・中・特別支援20名)	10/18(木)～19(金)
		8/2(木)			
2	LD・ADHD等実践講座A(幼・小40名)	7/26(木)～27(金)			
3	LD・ADHD等実践講座B(中・高40名)	8/21(火)～22(水)			
4	自閉症教育講座A(幼・小・中40名)	7/3(火)～4(水)			
5	自閉症教育講座B(小・中・特別支援30名)	9/20(木)～21(金)			
6	心理検査基礎講座 【WISC-IIIコース／K-ABCコース】 (小・中・特別支援30名)	6/28(木)～29(金)			
7	心理検査応用講座(小・中・特別支援15名)	10/2(火)～3(水)			

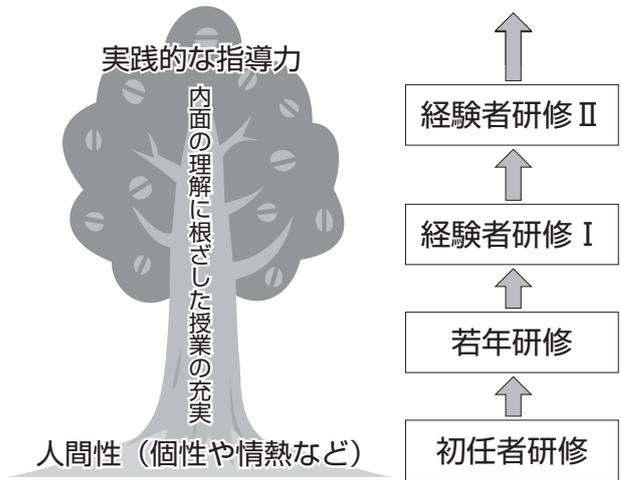
詳しくは、各学校に配布される専門研修講座募集要項やホームページをご覧ください。(H19.4以降)

(3)ライフプランに応じた研修 一盲・聾・養護学校の授業充実のためにー

養護教育センターでは、専門研修講座の他に盲・聾・養護学校の初任者研修及び若年研修（2・3年経験者対象）、経験者研修Ⅰ・Ⅱ等の研修においても、研究授業及び授業研究会の実施や、研修対象者同士がビデオによる授業の振り返り等を通して互いの授業力の向上が図られようとしています。

また、経験者研修Ⅰ・Ⅱにおいては、新たに「学校組織マネジメント」に関する講義・演習を設け、学校組織の活性化を図るために、教員一人一人の自己意識を高めるとともに、自律的な職能開発を図るなど、研修内容の充実に努めています。

若年研修を含めた基本研修においては、自らのライフプランを意識し、計画的に研修を受けることができるようにすることが必要です。これを、樹木の成長に例えるとすれば、その根にはその人なりの教育観や個性、情熱といったようないわば『人間性』が、幹には『幼児児童生徒の内面の理解に根ざした授業の充実』が、そして枝葉には『専門性に裏付けられ



た実践的な指導力』が位置づけられます。

そこで大切になるのは、土（栄養）や水、日光であり、それが学校や養護教育センター等における研修や同僚との相互の学び合いといえるでしょう。

養護教育センターの研修においては、一人一人が自信と誇りを持ち、自己の職務を主体的に遂行できるようにすることが重要と考えています。そうした教員の主体性を育むためには、自らの実践経験を自覚的に受けとめ、改革思考で取り組んでいくことが大切です。そこで、各研修においては各自の実践経験を土台にした発表・協議を重視しています。研修を通して、自らが何をその後の仕事の中心に据えていくのか、そして具体的にどんなことをいつまでに実践するのかなど、いわゆるセルフマネジメントの構築に資することが大切であると考えています。



経験者研修Ⅰ「基本研修」ビデオによる実践発表と協議

養護教育センターでは、所内や地区別に開講している研修講座や研修会以外にも、その要請に応じて様々な研修会の講師として積極的に出かけています。幼稚園等から小・中、高等学校の教員、ボランティア、保護者など様々なニーズに対応しています。

地域の特別支援教育に関する研修会

『内容と傾向』

- ア 幼稚園、小・中、高等学校においては、特別支援教育に関わる理解と対応のあり方が中心でした。
- イ 小学校では、「校内研究指導助言」、「通常の学級の授業参観、校内研修」「特殊学級指導助言」「教育相談」を内容とするものがありました。
- ウ 中学校は、昨年度は1校からの要請でしたが、本年度は現在まで12校からの要請に応え、「教育相談研修」「特別支援教育に関する全校研修会」「心理検査等実技」を内容とするものが多くありました。
- エ 高等学校では、「校内研修」「校内の教育相談機能の充実に向けた研修」「生徒指導協議会からの要請」などが中心でした。
- オ 養護教諭研究会からは、地区別の研究協議会、県全体の研究会からの要請がありました。

小・中学校、高等学校等講師派遣依頼状況

幼稚園・保育所	42
小・中学校	43
高等学校	14
盲・聾・養護学校	17
教育研究団体等	72
合 計	188

（平成19年1月16日現在）

- カ 学校種により要望に差がありましたが、基本的事項から具体的な対応に関する研修ニーズへと深化している様子が伺えます。
- キ P T Aや障がいのある幼児児童生徒の保護者会等からの講演依頼が多くなっています。
- ク 教育事務所、市町村教育委員会、福島大学の講座からの要請もありました。

幼稚園等へ出かける支援

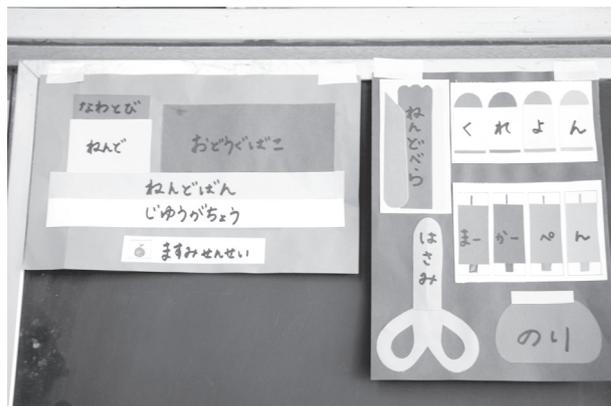
- 地区別 合計 34カ所
 該当幼児 154名（当初申込111名）

成 果

- ア 軽度発達障がいへの気づきから、当該幼児本人への対応のみならず、保護者支援、専門機関との連携、小学校への移行支援等について考える場とすることができました。
- イ 当日の降園指導の時間に教育相談を実施しました。幼稚園等から事前にお知らせを配布し教育相談を実施しましたが、該当児以外の兄弟姉妹、近隣の幼稚園児、小学生などの相談にも対応しました。
- ウ 幼児の行動観察や園からの具体的な気になる実状を把握しつつ相談できたことにより、園職員の理解が深まりました。さらなる研修の要請もありました。
- エ 地域により差があるものの、保健師や市教育委員会担当者、地域療育等支援事業コーディネーターや巡回相談員との連携が図られ、ネットワークづくりにも役立てることができました。

課 題

- ア 地域支援のネットワークを作るとともにそれを活用し、さらに充実した支援が図られるようにすること。
- イ 公立保育所への支援も検討する必要があること。
- ウ 小学校への入学がよりスムーズに図られるようにすること。
- などが課題として明らかになりました。



ある幼稚園の視覚的支援の例

(1)教育相談の傾向

教育相談の件数は年々増加し、実件数として平成16年度は404件、平成17年度は568件となっており、相談の60～70%は情緒障がい、中でもLD、ADHD等の相談も増加しています。平成18年度は1月末現在で606件と17年度実績をすでに上回っています。延べ件数も1,783件と一人あたりの相談にかかる平均回数は3回弱となっています。

情緒の相談の内訳を見ますと、ADHDの相談が最も多く、約30%になり、自閉症、アスペルガー

障がいの順となっています。

また、不登校の中にはLD・ADHD等の軽度発達障がいの診断を受けている子どもやその疑いをもたれる子どもも含まれている場合があります。総合するとLD等の軽度発達障がいの占める割合が大きくなっています。



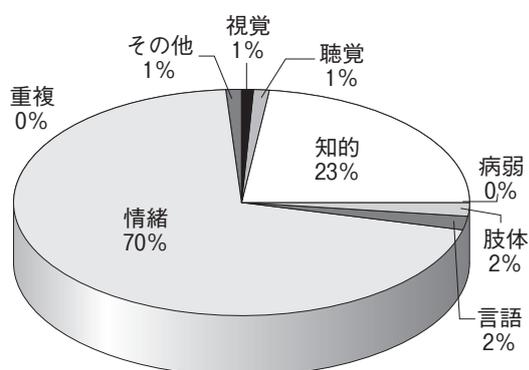
(2)教育相談の進め方

センターの教育相談は、ケースにもよりますが、来所による相談は基本的に初回面談（子どもの行動観察を含む）、WISC-Ⅲ等知能検査の実施やアセスメント、保護者や担任等への支援策の提示等を行っています。

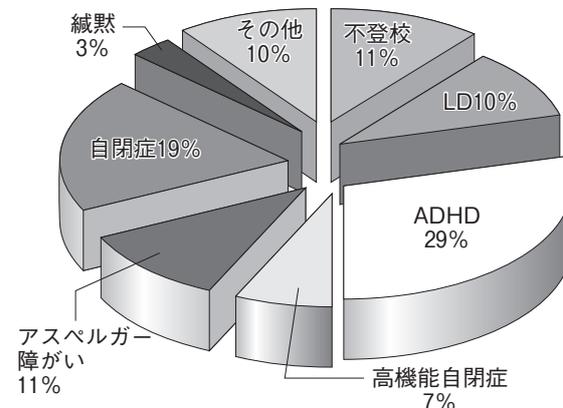
また、就学に関わる相談、進路相談、各種の情報提供も行っています。

なお、電話による相談も実施しており、あらゆる障がいに対応できるようにしています。

平成18年12月末 教育相談の障がい別内訳



情緒障がいとしての内訳と件数



(3)教育相談の成果と課題

県内全域から来所相談があり、様々なケースに対応していますが、県教育委員会の地域教育相談推進事業による巡回相談員との連携により、幼稚園、学校生活等の様子を把握したり、保護者の了解のもと検査結果を伝えたりし、総合的に支援している事例も増えてきました。

さらに、同じ建物にある県総合療育センターの小児科、精神科医とも連携しており、18年11月に開所した県発達障がい者支援センターとの連携も今後増えてくるものと思われます。

また、今年度より盲・聾・養護学校の教育相談担

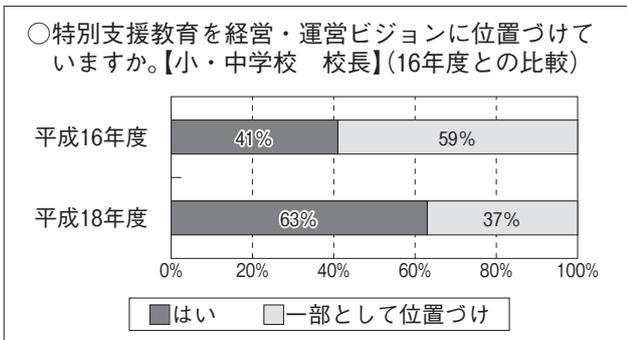
当者の資質向上を目的として、県内4地区において事例研究会を実施し成果を上げました。19年度も特別支援学校のセンター的機能を強化するために継続の予定です。

相談の内容も基本的な理解から一歩進み、具体的な支援の方法、校内委員会の持ち方などが中心となってきました。今後は、コーディネーターや管理職との連携を強化し、総合的な相談・支援が必要になってくるため、教育相談担当者も更なる資質向上を図る必要があります。

調査の趣旨・方法等

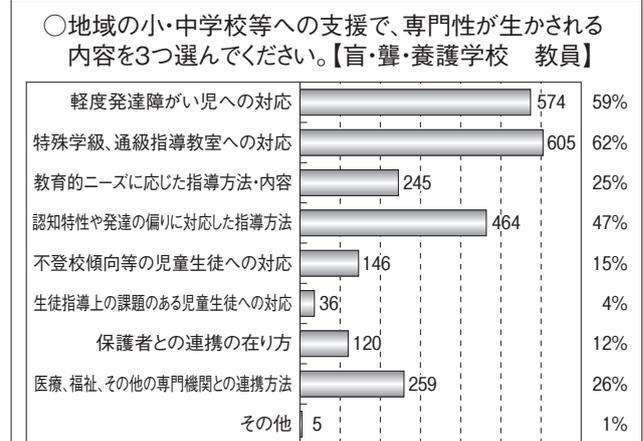
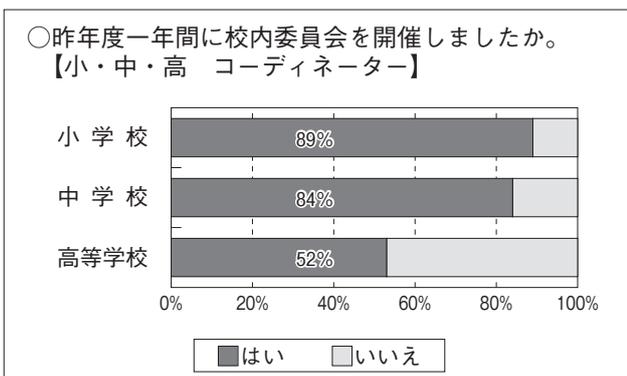
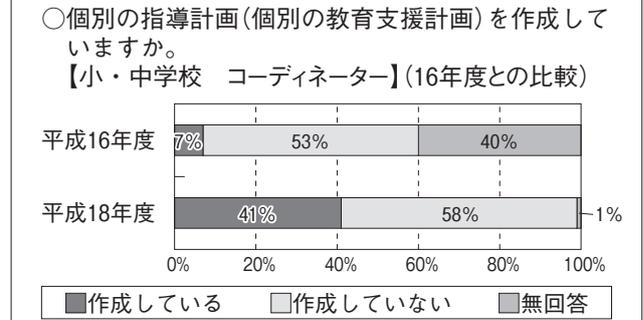
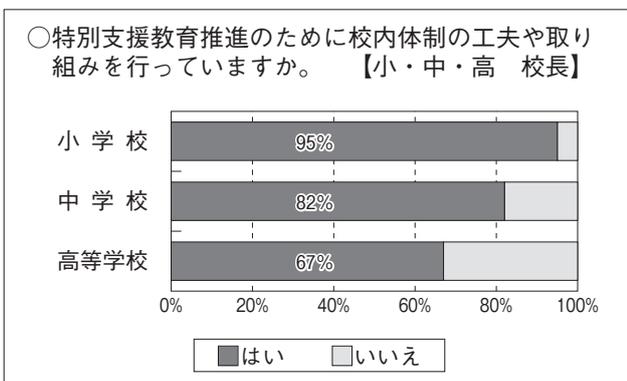
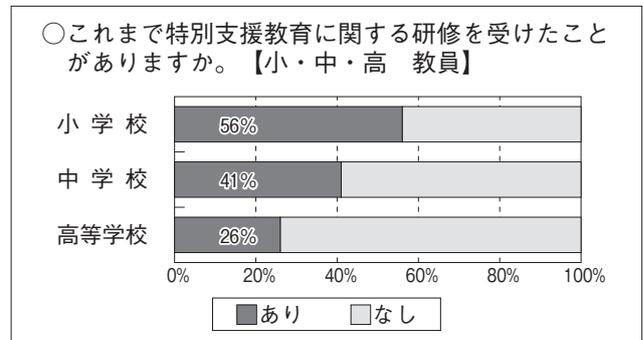
当センターでは、公立の小・中学校、盲・聾・養護学校に特別支援教育のための「校内委員会」の設置と「特別支援教育コーディネーター（以下「コーディネーター」という）」の指名が行われた平成16年度に、公立の小・中学校及び盲・聾・養護学校の校長及びコーディネーターを対象とした「特別支援教育体制に関する調査」を実施しました。また、平成17年度には、公立の小・中学校の「通常の学級に在籍する特別な支援を必要とする児童生徒の実態調査」を実施し、学習や生活面で著しい困難を示す児童生徒が4%（小学校4.8%、中学校2.6%）程度在籍する可能性が明らかになりました。

調査結果から(抜粋) (○は質問、【 】は対象)



こうした経過を踏まえ、本調査では、平成17年度に校内委員会の設置とコーディネーターの指名が行われた県立高等学校を含め、県内すべての公立小・中学校及び県立高等学校、盲・聾・養護学校における特別支援教育の推進状況等を調査しました。

- ・調査方法 調査票を用いたアンケート調査
- ・調査期間 平成18年7月～9月
- ・調査対象 校長、コーディネーター、教員
(小学校530校、中学校240校、高等学校96校〈分校含む〉、盲・聾・養護学校22校〈分校含む〉)
- ・回収率 100%



詳細については、研究紀要(No21)をご覧ください。
(当センターホームページでもご覧いただけます。平成19年2月下旬予定)

「共に学ぶ ～ふくしまの特別支援教育へ～」

福島ADHDの会「とーます！」
代表 吉野珠恵

福島ADHDの会『とーます！』は発足して6年。発足当初は、ADHD（注意欠陥／多動性障がい）・LD（学習障がい）がまだあまり馴染みのない障がい名で、診断を受けた私たち保護者は「これからこの子はどうなるんだろう？」「親としてどうしたらいいのだろうか？」という不安な気持ちや、我が子の言動・行動に感じる違和感が、社会の中で排斥されるのではないだろうかと思われながら、保護者と保健師・保育士・心理士が今できること（障がい理解のための学習会、社会へ啓蒙のために講演会、ペアレント・トレーニング等）を探しながら歩んできました。

「子どもが診断を受けたが、これからどうしたらいいのか。」という同じ悩みを持つ保護者からの電話に、親の会でありながら、相談機関としての役割も担ってきました。その間に『とーます！』には、教員・保育士・医師・心理士・保健師といった専門職の方が所属する専門者部会もでき、保護者部会と相互交流しながら、理解を深めてきました。しかし最近では、「我が子は発達障がいを持っていますが、受け入れてくれる高校はありませんか？」「会社はありませんか？」という障がいを踏まえた上での問い合わせが増えてきています。親の相談内容の変化に、6年の歳月を感じます。

それに対して、学校の理解はどうでしょうか。小学校に子どもを通わせている保護者としては、来年度から言えば『英語科』の完全実施の方が切実で、今年度から先生方の焦りや意気込みも感じられます。でも、来年度からは特別支援教育も完全実施されるのですが、それを知り、身近に、切実に感じている先生は、まだまだごく一部のように思われます。

自分の子どもを理解するために『発達障がい』を学び知る努力をしてきた保護者は、学校や担任の先生が、私たちと同じような知識と理解をこの何年かで蓄積できたと思ひ、期待を込め19年度を迎えます。わが子の困り感を先生に伝えれば、何か学校や学級で対応してくれると思っている保護者はたくさんいると思われます。賢くなりすぎた親たちに、学校や先生は、どう応えてくれるのでしょうか…。

先生は、学級の中にいろんな個性の児童がいるのは当然で、今までも奮闘してきたところに、『今なぜ特別支援教育だ』と思われている方も少なくはないはずです。私は、それぞれの児童の今の姿や成長

を大切に認め見守ってしてくれる先生がたくさんいるということも、保護者として学校と向き合い感じています。よく先生に「お母さん、大丈夫ですよ。お子さんの成長を認めてあげてください。もっと自信を持ってください。」と声をかけていただきます。とてもありがたい言葉です。でも、我が子が成長してないなんて思っていません。もちろん認めています。ただ、先生の視点と親の視点は違うのです。私たちは、良いときが続くわけがないとイヤと言うほど経験としてすり込まれています。障がい児の保護者として生きていく私たちは、今を見守りながら、私たち亡き後のことも考えなくてはならないのです。今はこの程度ですむかもしれない…でもその子にとっての気になることをほうっておいたがために、二次障がい（うつ・不登校・自傷行為等）、反社会的行為に悩み、苦しんでいる家族のことも私たちは知っています。

『とーます！』は子ども達の自立に向けて、ペアレント・トレーニングやソーシャルスキルトレーニングに取り組んできました。でもそれは、基礎練習に過ぎず、応用・実践の場はやはり学校・地域社会です。何かにこだわりがちな子ども達を、弾力のあたる人間に育てるために、失敗や成功を繰り返しながらも、共に優しく励まし支え赦しあえる体験をさせることが重要だと思っています。そのための学校の役割は、非常に大きいのです。また、私たちは我が子と一緒に教室の中に、もっと困っている子ども達がいるかもしれないことも知っています。どうか『特別支援教育』を、診断を受けた子ども達だけを対象にしていると思わないでいただきたいのです。支援は障がいのある子どもだけに必要なことでしょうか。いじめ問題や悲しい事件が起こるたびに、最初に我が子に感じた違和感に似た感情を、いじめとして表現する子が多くなってきたのではないかと感じます。排斥するのではなく、『共に学ぶ・生きる』ということ、学校・地域社会ができる限りの方法で、浸透させて行くことが必要だと思っています。

『共に学ぶ』を掲げる福島の教育が、障がい名としてではなく、個性・特性として生きて行ける社会の実現の基礎となることを信じて、これからも子ども達の育ちを、教育現場と共に見守り・支援していきたいと思っています。

「好い加減の勧め」

福島県養護教育センター
所長 志賀 力 いさお

特別支援教育に携わっているものは、わずかな相手の身体の動きや表情の変化から、相手の気持ちや考えを読み取らなくてはならないと、耳にタコができるほど聞かされてきている。でも、じゅうぶんに分かっているけど、いざ実行しようというのは難しい。そこには相手を理解することの難しさがあるのだろう。

センターのある朝のミーティングで、所員に「好い加減って大事だね。好い湯加減とかいい塩梅と言うでしょう」と話した。その日のうちにある所員から「好い加減は人によって違いますよね。私は少し熱めのお湯が好きだが、家族は一度だけ低い温度のお湯が好きだ。料理の塩辛さも違いますよね。自分にはちょうど好いからと勧めても、相手がどう感じているかは違いますよね」と話が返ってきた。確かに自分にはちょうど塩加減と思っても、高血圧の人には危険な塩の濃さかも知れない。自分の基準を他人に押しつけるのも、他人の基準を自分のものとするにも疑問が出てくる。

子育てをしている親にとって、生まれたばかりの赤ちゃんが泣けば、①おなかが空いた、②オムツがぬれた、③寒い、熱い、④抱っこして欲し

い、⑤体調が悪い、⑥……………、とその理由を推測し、泣き出し方、泣き声の大きさ、顔の表情や手足の動かし方、泣く前後の様子などを勘案して、きっとこの理由だろうという推測をしながら対処して、泣く原因を取り去ってやる試みをする。さらに進めば、そろそろ泣き出すだろうと予測していて、待っていましたとばかり対処する親もいるだろう。きっと、親はゆとりで満ち子どもとのかかわりも表情豊かでしかも円滑に対処するだろうし、その間たくさん赤ちゃんに話しかけることであろう。

ここで大切なのは、相手が気持ちよく生活できるように周囲の状況を整えることである。好い加減にすることは、デタラメとか無責任ということではなく、ほどよく調節することではないだろうか。そのためには相手の様子をよく看取ることと、様々な対処法を準備するとともに、対処法の長所短所をあらかじめ理解しておく必要があると考える、好い加減をお勧めしたい。



編集後記

「碎啄同機（そつたくどうき）」（禅の言葉。

雛（ひな）が誕生する時、卵の内側から雛がくちばしで殻をつついて間もなく生まれますという信号を送る。その信号を聞いて親鳥が外から殻をつついて生まれてくるのを助ける。）という言葉があります。子育てや教育にも当てはまるのがたくさんあるのではないのでしょうか。親鳥の行動が早すぎると、ひな鳥は寒さで衰弱してしまうかもしれません。もう少し子どもの行動を待ってみる、どうしてそのような行動になってしまったのかを子どもの立場から考えてみるなど、実は自然界で何千万年も脈々と

行われてきたことをヒトは感情というもので忘れてしまい、勝手な解釈をしてきたのかもしれない。

今回は大変多忙な中、玉稿を賜りました「福島ADHDの会『とーます！』の吉野珠恵様からは、たくさん示唆をいただきましたことに感謝申し上げます。

今後とも当センターは、子どもたちの健やかな成長を願い、特別支援教育の研修や教育相談の充実に努めてまいりたいと思いますので、県民の皆様からの忌憚のないご意見・ご要望をお待ちしております。

所報 特別支援教育 第59号

発行所 福島県養護教育センター
http://www.special-center.fks.ed.jp
編集兼発行人 志賀 力
発行/印刷 平成19年3月1日

〒963-8041 郡山市富田町字上ノ台4番地の1
TEL 024-952-6497 FAX 024-952-6599
印刷所 (株)坂本印刷所
TEL 024-959-1234